

成年後見 センターだより

発行：新宿区成年後見センター

平成 27 年 12 月 1 日発行

第 7 号

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない人の権利を守る制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、法律面や生活面で支援します。成年後見センターでは、だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用推進に取り組んでいます。（※新宿区社会福祉協議会が、新宿区から運営を受託しています。）

- どんな制度なのか知りたい。
- 頼れる親族がないので将来が不安。
- 後見人は何をしてくれるの？費用は？
- お金や通帳の管理に不安がある。
- 申立書類の書き方がわからない。など



成年後見センターでは、

- 💡 随時、センター職員がご相談をお受けします。
- 💡 他にも、週3日、専門家（月：司法書士、水：弁護士、金：社会福祉士）に相談ができます。

まずはお気軽にお電話ください！（4面参照）

利用
しませんか？

出前講座



新宿区成年後見センターでは、主に職員がお伺いし、成年後見制度についてわかりやすく説明する出前講座を行っています。

去る9月11日に、三菱東京UFJ銀行東京女子医大出張所にて、銀行の職員の方10名を対象に、成年後見制度の基礎知識についての講座を行いました。

成年後見人等の役割や権限、申立手続きの流れや制度利用の最近の動向などを1時間ほどお話ししました。

参加者からは、申立にかかる費用やかかりつけ医のこと、任意後見制度についてなど多岐に渡る質問をいただきました。少人数の講座だったこともあり、すべての質問にお答えできました。



出前講座のお申込みは随時受け付けています。ご利用については以下の案内をご参照ください。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

ご利用について

- 対象：区内の団体・グループ
 - 費用：無料
 - 内容：成年後見制度全般（法定後見・任意後見）、地域福祉権利擁護事業について
- ※参加する方の知りたい内容や理解の度合いに応じて、基礎的な内容から専門的な内容まで講義可能です。
- 人数：5名程度から
 - 申込方法：新宿区成年後見センターまで
(連絡先は4面参照)

～ご存知ですか？ 成年後見制度申立費用助成のご案内～

成年後見制度の利用に必要な家庭裁判所への申立費用の負担が困難である場合に、区が費用を助成します。助成対象となる方や財産・収入等の助成要件がありますので、詳しくは新宿区福祉部地域福祉課福祉計画係（電話 03-5273-3517）へお問い合わせください。

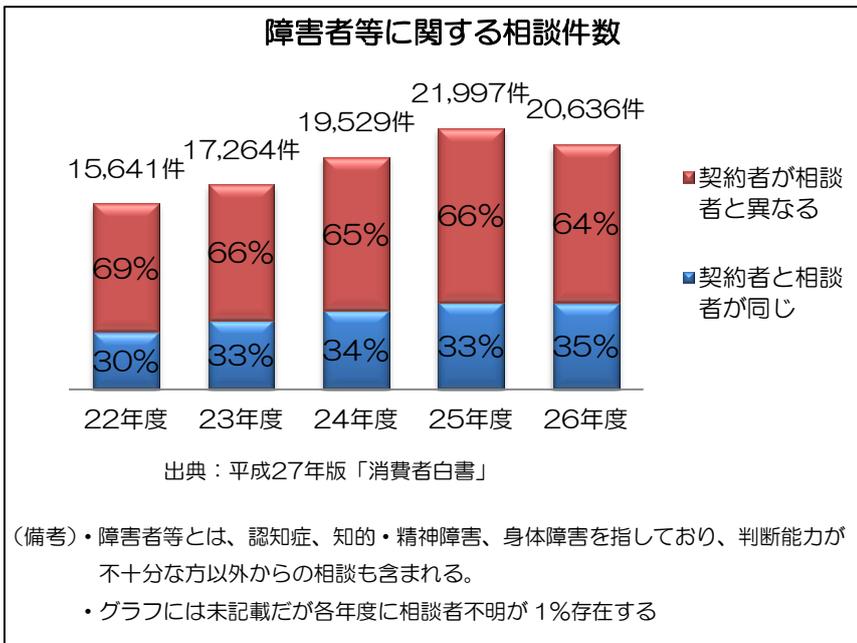
要注意！！消費トラブル！！



●増加！高齢者・障害者等の消費トラブル

平成 27 年版「消費者白書」によると全国の消費生活センター等に寄せられた消費者相談（事業所から購入した商品・サービスに関する苦情など）の件数は、平成 16 年度の 192 万件をピークに減少傾向でしたが、平成 25 年度は 9 年ぶりの増加となり、平成 26 年度においても前年度を上回る 94 万件と 2 年連続して増加しています。

中でも判断能力が不十分な高齢者のほか、障害者を含む障害者等の消費トラブルに関する相談は増加を続けて



います。左記のグラフは消費者庁でまとめられた「障害者等に関する相談件数」の推移です。相談件数が平成 25 年度は 21,997 件、平成 26 年度は 20,636 件となり前年度より減少していますが、依然として高水準です。

消費トラブルにあった本人の年齢が上がるにつれ、本人からの相談ではなく、親族やヘルパー、ケアマネジャーなど第三者からの相談が増加傾向です。これは、身体的・精神的な問題により、本人から相談することが困難である場合や被害にあったことに気づいていない場合が少なくないためと考えられます。

●新宿区で多い消費トラブル

●訪問販売

消費者が要請していないにも関わらず、事業者が消費者の自宅等へ訪問して、商品・サービス等の販売を行います。強引な勧誘や長時間居座り、契約させようとするのが特徴です。



●点検商法

点検に来たと言って来訪し、「布団にダニがいる」「工事をしないと危険」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる商法です。実際は有料ですが最初は無料とうたうこともあります。「以前に販売した商品の点検です」「役所から委託されています」などの話には注意が必要です。



●投資トラブル

架空のもうけ話などにお金を支払わせるが、お金が戻ってこないといったトラブルです。

また増加しているケース例として未公開株の勧誘や、施設入所権の当選の連絡、オリンピック関連投資、漏えいした個人情報削除の際の金銭要求があります。



●通信機器やサービスに関連するトラブル

ワンクリック請求をはじめとした不当請求や携帯電話、インターネット、スマートフォンの契約に関するトラブルが該当します。契約内容をよく理解しないまま複数の通信サービスを契約するといったトラブルも含まれます。



●対処方法

消費トラブルにあった時の対処方法として、クーリングオフという制度があります。

クーリングオフとは？

消費者が不意の訪問を受けて勧誘されるなど、つい契約してしまった場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。解約・解除したい内容によって期間は異なりますが、通常は申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算して**8日間以内**です。

クーリングオフ期間が過ぎても、場合によっては解約・取消ができますので、まずは消費生活センターへご相談ください。

もし身近な方で被害にあっている可能性がある場合は、消費生活センターへ相談するように促したり、ご本人の代わりに消費生活センターへご連絡ください。お金を振り込んでしまったら取り戻すことは困難になります。

★新宿区立新宿消費生活センター

住所：新宿区新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎

TEL：03-5273-3830



●どんな時に成年後見制度（法定後見制度）が必要となるのか？

判断能力が不十分であり既に何度も消費トラブルにあたり、今後も繰り返し消費トラブルにあう可能性のある場合は法定後見制度の利用が有効です。法定後見制度を利用することで取消権を行使することができます。

取消権とは？

被後見人等が後見人等に同意を得ずにした行為を、後見人等が取消すことが出来る権限です。

具体例：被後見人が訪問販売により必要のない消火器・宝石などを次々に購入した場合に、成年後見人等はクーリングオフ期間に関係なく、購入契約を取消し、支払った代金を取り戻すことができます。



※任意後見制度には取消権がないため注意が必要です。

※日常生活に関する行為（日用品の購入など）は取消権の対象外です。

成年後見制度は、大きく2つに分けられます。

〈法定後見制度〉

既に判断能力が不十分な方に

〈任意後見制度〉

将来の不安に備えたい方に

どちらも心身の状態や生活状況に配慮し、本人の権利を守るための制度です。

●見守りが大事！！

成年後見制度を利用することで消費トラブルの予防対策となりますが、必ずしも被害を100%防げるわけではありません。事業者が所在不明になり、支払ったお金を取り戻すことができないこともあります。まずは、消費トラブルに巻き込まれることがないよう、ご本人の様子や不審な出入りなどの変化に気を付け、周囲の人が見守り、声を掛けることが重要といえます。



成年後見センターでは成年後見制度の説明、申立書類の配布や記入方法の案内など、地域の身近な窓口として成年後見制度の相談をお受けしています。ぜひご相談ください。

詳しい連絡先は4面をご参照ください。

東京家庭裁判所からのお知らせ



後見センターを名乗る不審な問い合わせにご注意ください！

平成27年11月10日付で、下記の**注意情報**が出ております。

後見人の方に対し、電話で「後見センター」又は「後見係」の名をかたり、被後見人の
預貯金通帳の口座番号を聞き出そうとする事例がありました。**後見センターでは、電話や
メールで口座番号を問い合わせることは一切ありません。**電話やメールでの不審な問い合
わせがありましたら、回答することなく後見センターまでお知らせください。

成年後見人等が家庭裁判所へ提出する報告書が変更になりました

成年後見人等は1年に1回、指定された時期に家庭裁判所へ報告書類を提出することになっています。
この報告書類提出について、平成27年5月より、東京家庭裁判所の運用が変更になりました。

変更点1 収支状況報告書が不要になりました。

変更点2 後見等事務報告書・財産目録が新しい様式になりました。

詳しいことは東京家庭裁判所後見センターへご確認ください。

- ホームページ(後見サイト) <http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>
- 電話番号 03-3502-5359、5369

後見人カフェを開催しました！



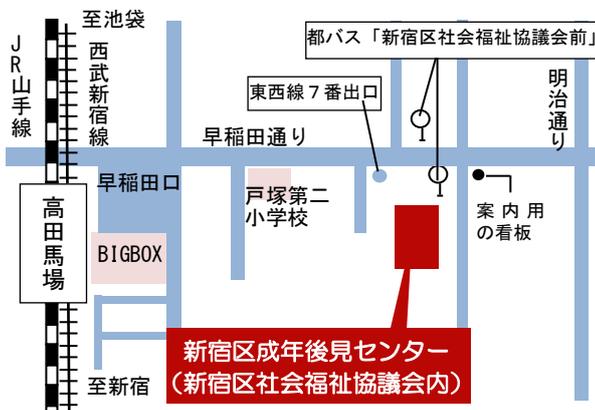
10月13日(火)午後6時から、「後見人等の交流会～後見人
等が知り合うカフェ～」を開催し、親族や専門職、市民後見人など
15名の方にご参加いただきました。

開催場所となった「暮らしの保健室」は、ボランティア(看護師
等)が健康・生活・介護等の相談に応じている身近な相談場所です。

前半は「暮らしの保健室」の活動について話を聞き、後半は少人
数のグループに分かれ、参加者自身の後見活動について話し合い、

交流を深めました。話し合いでは、後見活動における「暮らしの保健室」の活用についてや、成年後見人等
としてマイナンバー制度にどのように対応するのかといった情報交換を行いました。

次回開催は平成28年度2月頃を予定しています。詳細は後日ホームページ等でご案内します。



新宿区成年後見センター ご案内

- ◇ JR山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇ 東京メトロ東西線
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇ 都バス
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園
または、「飯64」小滝橋⇄九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】<http://www.shinjuku-shakyo.jp>